

I 調査の仕様

1 調査の目的

2015年世界農林業センサスは、農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

規定（6 用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体を対象としました。

3 調査期日

平成27年2月1日現在で実施しました。

4 調査方法

農林水産省―栃木県―大田原市―指導員―調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査としています。

5 数値について

- (1) この結果概要の数値は確定値です。
- (2) 統計表の面積の数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないときがあります。
- (3) 表中に用いた記号は以下のとおり。
 - 「0」・・・単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）
 - 「-」・・・調査は行なったが事実のないもの
 - 「△」・・・負数または減少したもの
 - 「X」・・・調査客体保護の観点からXとしたもの

6 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の規模の農業

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 露地野菜作付面積 | 15a |
| ② 施設野菜栽培面積 | 350m ² |
| ③ 果樹栽培面積 | 10a |

④ 露地花き栽培面積	1 0 a
⑤ 施設花き栽培面積	2 5 0 m ²
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧ 豚飼養頭数	1 5 頭
⑨ 採卵鶏飼養羽数	1 5 0 羽
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1, 0 0 0 羽
⑪ その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 5 0 万円 に相当する事業の規模	

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」といいます。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限りません。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

(2) 農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者

(3) 法人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行なう者（一戸一法人は含みます。）

(4) 林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行なう者

(5) 家族経営体

一世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含みます。

(6) 組織経営体

複数世帯で事業を行う者（「家族経営体」に該当しない者）

(7) 農家

平成 27 年 2 月 1 日現在の経営耕地面積が 1 0 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 1 0 a 未満であっても調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 1 5 万円以上あった世帯（例外規定農家）

(8) 販売農家

経営耕地面積が 3 0 a 以上又は調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 5 0 万円以上の農家

(9) 自給的農家

経営耕地面積が 3 0 a 未満かつ調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 5 0 万円未満の農家

- (10) 土地持ち非農家
農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5 a以上所有している世帯。
- (11) 農事組合法人
農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人
- (12) 株式会社
会社法に基づく株式会社の組織形態をとっているもの。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める特例有限会社の形態組織をとっているものを含みます。
- (13) 合名・合資会社
会社法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているもの
- (14) 相互会社
保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行なう団体
- (15) 合同会社
会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているもの
- (16) 農協
農業協同組合法に基づく農業協同組合、農業協同組合の連合組織が該当。
- (17) 森林組合
森林組合法に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当
- (18) その他の各種団体
農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当。林業公社（第3セクター）もここに含めます。
- (19) 地方公共団体・財産区
地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当。
財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区。
- (20) 単一経営
農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営
- (21) 準単一経営
農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営
- (22) 複合経営
農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営
- (23) 経営耕地面積
農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸付している耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたもの
- (24) 借入耕地
他人から耕作を目的に借り入れている耕地

- (25) 貸付耕地
他人に貸し付けている自己所有耕地
- (26) 耕作放棄地面積
所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積
転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含みません。
- (27) 主副業別分類
農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年農林業センサスから採用しました。
- (28) 主業農家
農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
- (29) 準主業農家
農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
- (30) 副業的農家
65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家
- (31) 農業専従者
農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者
- (32) 専業農家
世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家
- (33) 兼業農家
世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
- (34) 第1種兼業農家
農業所得を主とする兼業農家
- (35) 第2種兼業農家
農業所得を従とする兼業農家
- (36) 農業従事者
満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
- (37) 農業就業人口
農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
- (38) 基幹的農業従事者
農業就業人口のうち、調査期日前1年間にふだん仕事として主に自営農業に従事した者

(39) 農業生産関連事業

自己農産物を利用した加工、店や消費者に直接販売や観光農園等経営に付帯する事業

(40) 契約生産

予め特定の者（スーパー等小売店を含む。）と売買契約をして農業生産を行なっているもの

(41) 一世帯複数経営

同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が農林業経営体の規定のいずれかに該当する事業を行なう経営

(42) 環境保全型農業

「環境保全型農業推進の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）によれば、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性と調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行（地域で従来から行なわれている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業